

周南市文化・スポーツ活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 周南市立中学校における部活動について、地域で行われる文化・スポーツ活動への段階的移行（以下「中学校部活動の移行」という。）に向け、中学生をはじめ、誰もが気軽に生涯にわたり文化・スポーツ活動に親しみ、楽しむことができる環境づくりを推進するため、周南市文化・スポーツ活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中学校部活動の移行に係る推進計画の策定に関すること。
- (2) 中学校部活動の移行に係る文化・スポーツ活動の仕組みづくりに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、別表に掲げる機関及び団体等（以下「構成団体」という。）から選出された者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 構成団体の役職等をもって選任された委員の任期は、その役職等にある期間までとし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、周南市教育委員会学校教育担当課長が務める。
- 3 座長は、協議会を総括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、座長がその議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会の会議で協議された事項をさらに検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、座長又は委員が指名する者をもって組織する。
- 3 部会長は、部会員の互選とする。
- 4 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。
- 5 部会長が不在のときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が職務を代理する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 部会長は、専門部会での会議の経過及び結果を座長に報告しなければならない。
- 8 その他必要な事項は、座長が定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、周南市教育委員会学校教育担当課並びに周南市文化及びスポーツ担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

公立大学法人周南公立大学
公益財団法人周南市体育協会
周南市スポーツ振興委員会
周南市スポーツ推進委員協議会
周南市スポーツ少年団本部
総合型地域スポーツクラブくめくめ倶楽部
公益財団法人周南市文化振興財団
周南文化協会
周南郷土伝統芸能保存協会

認定特定非営利活動法人ACT SAIKYO
山口フィナンシャルグループ（山口銀行YMGUTS）
株式会社レノファ山口
周南市中学校体育連盟
周南市中学校文化連盟
周南市PTA連合会
周南市小学校長会
周南市中学校長会
山口県高等学校長会徳山支部
徳山工業高等専門学校